

令和5年9月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和5年9月27日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊚早退)			
○ 1 番 野中 孝	○ 2 番 瀬川 靖典	○ 3 番 佐次川 茂	
㊗ 4 番 益本 徳市	○ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一	
㊗ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	○ 9 番 梶山 達男	
○ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳	
㊗ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	○ 15番 田中 康	
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂	
○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳	○ 山口 康明
○ 増山 新太郎	○ 末永 勇	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治
○ 坂本 康弘	○ 渡口 学	○ 前田 清人	○ 志水 悦男
○ 瀬川 伸清	○ 松本 覚二	○ 濱崎 稔	○ 瀬川 和男
		○ 紙本 政信	
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	参 事 今野 貴光	
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
9 番 梶 山 達 男	10 番 崎 村 康 子		

事務局長 皆様、こんにちは。総会に入ります前に、農地利用最適化推進委員の北川廣海委員が先日9月24日にお亡くなりになりました。北川委員におかれましては、平成21年4月から30年3月までの9カ年間農業委員を。平成30年4月から現在に至るまでの5年7カ月の間農地利用最適化推進委員を歴任され、14年7カ月に亘り、地域農業の発展のために多大な功績を残されました。ここで松浦市農業委員会として黙祷と哀悼の意を表したいと思います。恐れ入ります、委員の皆様ご起立願います。

～ 黙 祷 ～

事務局長 それでは、ただ今から令和5年9月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の欠席は、農業委員4番益本委員、7番武部委員、13番松永委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

先月、8月より実施いたしました農地パトロールにつきましては、9月8日の福島地域のパトロールをもって終了いたしました。今年は、猛暑、酷暑の中での実施となりました。委員の皆様方、大変ありがとうございました。農地転用等につきまして、総会前の毎月20日頃に当番で農業委員さん2名で現地確認をお願いしております。今月の現地確認につきまして、お願い文書が秋雨前線豪雨の影響で郵便物の遅配、遅れて発送されるという事態が発生いたしました。これにより、お願いを予定しておりました委員さん、また、当日急遽お願いいたしました委員さんには、大変ご迷惑をおかけいたしました。ありがとうございました。今後については、文書発送と併せて、電話にてご連絡することといたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。お手元に農業委員会業務必携をお配りしております。これにつきましては、農業委員会の業務について具体的な内容が記載されておりますので、今後の業務の参考にしていただければと思います。なお、この業務必携の後半部分には、昨年度、全国農業新聞に掲載されました全国の活動事例が載っております。130ページには吉原会長の活動事例が掲載されておりますので、後ほどご一読いただければと思います。また、来月の総会終了後に開催を予定しております、県農業会議による地区別研修会で用いる予定としております。

それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、9月の総会に入りたいと思います。

会 長 皆様こんにちは。総会にご出席いただきましてありがとうございます。冒頭の局長挨拶にありましたように、北川廣海委員がご逝去され、大変驚きとともに、人の世の儚さを感じます。今はもう安らかに眠りくださいと言っほかございません。私達は今現在生かされております。健康に十分注意しながら、そして感謝しながら委員として地域農業の発展振興のために奉仕者として努力していこうではありませんか。

大変な記録的な猛暑続きで、太平洋の海水温が高くなっておりまして、大きな台風の接近、上陸を心配しておりましたが、8月10日の台風6号以来本市に影響はなく、9月15、17日の線状降水帯の影響での大雨、そして落雷での被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。農業行政におけます対米ドル為替や、また194円近くまで下落し飼料、燃料、肥料その他諸々の生産資材の高騰と、また消費低迷で農家経済は大変困難な状況の中にあります。食料の安定確保は、この安定の根幹であり、農業振興は本市の生命線であることをしっかりと皆様とともに自覚し、そして政事を行って欲しいと強く感じるものでございます。農業委員、推進委員の改選を迎え、現在新たな候補者が次々と推薦をされ、選出をされております。未提出の地区におかれましては、早急に提出をしていただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の議案書は大変なボリュームがあります。皆様方のスムーズな進行のご審議ほどよろしくお願いし、議事に入ります。

議 長 議事録署名人の指名を行います。9番梶山委員、10番崎村委員にお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。1ページ、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)から3ページ、提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、各種報告の説明をさせていただきます。報告の前に、議案の修正がございました。3ページをご覧ください。提案事件の集計表の農用地利用計画で、面積の単位の記載漏れがございました。利用権設定82件の田254、825.67とありますが、単位は㎡です。同じく隣の列の畑21、144も単位が㎡です。その隣の計275、969.67も㎡です。その次の、次の行の使用貸借の田の面積と計の面積の単位も㎡でございました。田185、730.67㎡と計の187、218.67㎡です。その下の行、計の田254、826.67㎡と一番右端の計の275、969.67㎡です。更に、意見書関係の下の承認関係の農用地利用集積等促進家威嚇の要請について21筆のところの面積、田90、836.93も単位㎡です。次の、次の列の計も100、775.93も㎡でございました。修正箇所が多く大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

議案は1ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。議案1ページから2ページにかけまして15件ございます。こちら15件につきましては、農地中間管理事業の重点地区であります志佐町池成免、栢木免、庄野免、今福町浦免、仏坂免でございます。借人は志佐町及び今福町の主に担い手でございます。基盤法での契約から農地中間管理機構への契約により切り替えのための合意解約となります。貸人借人、農地の表示等の詳細説明につきましては割愛させていただきます。

議案は2ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について1件ございます。被相続人は■■■■氏、相続人は■■■■

氏です。農地の所在は鷹島町阿翁浦免字薫崎から同じく字清水番の畑2筆、合計面積653㎡です。被相続人、氏は、平成26年年6月27日に死亡されており、令和5年8月23日に相続登記が完了したということで、相続人から9月6日に届出があり、同月12日に受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係
令和5年8月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5			駐車場用地	432 ㎡	R5.9.15 許可
			駐車場用地	385 ㎡	R5.9.15 許可
			進上路	56 ㎡	R5.9.15 許可
			資材置場兼生コンプラント設置用地	1,750 ㎡	進達中

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由		件数	面	畑	積
			田		計
第3条	経営規模拡大	1		984 ㎡	984 ㎡

申請事由		件数	面	畑	積
			田		計
第5条	資材置場及び駐車場	1		2,030 ㎡	2,030 ㎡
	貸駐車場用地	1		578 ㎡	578 ㎡
計		2		2,608 ㎡	2,608 ㎡

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面	畑	積
			田		計
所有権移転					
利用権設定		82	254,825.67	21,144	275,969.67
	賃貸借	32	69,095 ㎡	19,656 ㎡	88,751 ㎡
	使用貸借	50	185,730.67	1,488 ㎡	187,218.67
計		82	254,825.67	21,144 ㎡	275,969.67

意見書関係

内 容	件数	積		
	筆数	田	畑	計
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	3	2,821 ㎡		2,821 ㎡

承認関係

内 容	件数	積		
	筆数	田	畑	計
農用地利用集積等促進計画の要請について	21	90,836.93	9,939 ㎡	100,775.93
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について	1	396 ㎡		396 ㎡
令和5年度農業臨時雇い標準賃金等の変更について				

議 長 事務局からの報告が終わりました。各委員さんから何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告どおりとさせていただきます。

続きまして、議事に移ります。議案第48号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第48号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。事件番号1です。譲渡人は、御厨町小船免■■■■番地、■■■■氏、譲受人は、御厨町相坂免■■■■番地、■■■■氏です。土地の所在は、御厨町相坂免字道女喜■■■■、畑606㎡ほか一筆で、合計2筆の984㎡です。申請事由につきましては、当人間においておよそ30年前に売買されていた農地であるということです。この度、経営規模拡大とのことで正式に所有権の移転を行うものです。譲受人の経営状況ですが、白菜やキャベツなどの野菜を栽培されておりまして、経営面積は6,590㎡、農業従事者は1名で農業従事日数は年間150日であります。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えております。ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんご意見を伺いたいと思います。農業委員6番松本委員お願いいたします。

農業委員 農業委員6番松本です。この件は■■■■さんのお父さん、■■■■さんの時代に始まりまして、この畑が■■■■さんのほんの玄関の方にあるんですよ。それで■■■■さんの方から30年前に■■■■さんに譲ってくれないかと相談されたところ、譲っていいよと口約束をしておられたみたいで、それから早くどうかしてくれないかと■■■■さんからちょくちょく私も話を聞いておったんですけど、やっとこの度■■■■さんが腰を上げられまして、今度の運びとなった訳です。私が農業委員している間に何とかならないものかなと、私も大抵■■■■さんに早くと言っていたのですが、中々腰が上がらず、やっとこれに至ったという訳です。これで一安心しております。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員からのご意見がございましたが、各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議長

なければ、議案第４８号農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することいたします。

続きまして6ページ、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第49号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。事件番号1番です。関係資料を165～168ページに掲載しておりますので、適宜ご覧ください。譲受人は佐世保市鹿町町深江[]、[]、株式会社[]、代表取締役[]氏、譲渡人は志佐町白浜免[]番地、[]氏です。[]氏は[]氏の孫にあたられます。土地の所在地は志佐町白浜免字山頭[]番、畑2,030㎡です。農地区分は、令和5年8月14日付けで農用地区域からの除外が完了した農地でございます。周辺を山林に囲まれた土地改良事業の行われていない農地で、第2種農地と判断しております。転用の目的は、資材置場及び駐車場として利用するものです。具体的には、譲受人は[]、こういった設備管理の仕事を受注されておりまして、特に申請地から両発電所までは数分の距離ということもありまして、申請地を転用することで業務の効率化を図りたいと考えておられます。土地利用計画については168ページの平面図をご覧ください。横長の土地で、申請地の西側を資材置場、東側を18台分の駐車場、その間を通路として利用する計画です。排水は雨水のみで自然流下となっております。近隣の営農に関してですが、北側に道を挟んで譲渡人の畑がありますが、現状のまま利用されるということでございますので特に影響はないと考えております。最後に、通帳の写しによって資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に進められると考えております。

次に、事件番号2です。関係資料を165、169～171ページに掲載しております。譲受人は伊万里市黒川町塩屋[REDACTED]、[REDACTED]氏、譲渡人は御厨町北平免[REDACTED]番地、[REDACTED]氏です。土地の所在地は、御厨町大崎免字塩屋[REDACTED]番、畑578㎡です。農地区分は、小規模の団地に属する土地改良事業の行われていない農地のため、第2種農地と判断しております。転用の目的は、譲受人が経営する会社へ無償で貸し付けるための貸駐車場用地として利用するものです。具体的に申しますと、譲受人は伊万里市で[REDACTED]という会社を営し、[REDACTED]のプラント整備を請け負っておられます。これら以外にも、長崎県北地域でも複数の仕事をされているようで、申請地を起点とすることで業務の効率化を図りたいとのことであります。土地利用計画については171ページの平面図をご覧ください。西側に市道俵場線というのがあります。こちらからの進入路を確保しまして、17台分の駐車場を整備する計画でございます。なお、緑で示されている進入路となる土地は、8月総会において非農地判断をされた土地で、非農地判断により原野ということで地目変更なされ、譲受人が購入を進めているところであります。排水は雨水排水のみで自然流下です。近隣の営農に関しまして、北側の隣接する畑との間には緩衝

地を設けますので影響はないものと考えます。一方で、周辺で営農されている農家の方や進入路と隣接する土地の所有者から工事に入る前にお話を聞きたいとの要望がっておりますので、これらに関しまして工事に入る前にはきちんとお話をしていただきまして、スムーズに転用が完了するよう申請者へ指示をいたしたところ、この点につきまして了解されております。今後必要に応じてそういった話し合いの場を設けましてきちんとクリアされるということです。最後に、預金通帳の写しにより資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に進められると考えております。

以上2件につきまして、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員17番柿山委員お願いいたします。

農業委員 農業委員17番柿山です。現地は9月20日に立ち会いました。事件番号1番につきましては、4月の総会におきまして農振地域除外をしており、順次きちんと手続きをされておられるものと思っております。また現地の隣接地は■■■■さんという譲受人のおじいさんになられる方が耕作されておられますが、隣接する農地も何も問題ないものと思いますし、排水も勾配的に自然流下で何も問題ないものと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、事件番号2番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。引き続き農業委員17番柿山委員お願いいたします。

農業委員 農業委員17番柿山です。これも同じく9月20日に現地の立ち合いを行いました。71ページを見ていただければ分かりますが、今回のために、黄緑色の線ですね、進入路を新たに作られていて、今まで既存の農道を利用する場合は狭すぎて皆様に迷惑をかけるところであったところを新しく進入路を大きく作り、他の農家の方には迷惑をかけないということで、また雨水についても下に流れていくので何ら問題ないと思いました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見をお願いいたします。推進委員2番大久保委員お願いいたします。

推進委員 推進委員2番大久保です。先ほどの事務局の説明どおりでございまして、現地の方々にお話を聞いたところ、この駐車場ができるのは前向きな考えで、仕方ないだろうということでございました。先ほどの事務局の説明でも事前に説明をして欲しいとそれぞれの方が、注文があるということでございます。特にハウスものを経営されている方が余り人の出入りが無い方が望ま

しいんですけどねということで、できたらこの進入路の方も西側の方からだけですね、入るようにしていただいて、この進入路に常に人が通れるようにしてもらおうとちょっと困りますとか、そういう話でございましたので、現地の方々と十分話をされた上で工事を進めてもらいたいなということでございます。よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号1番及び2番について一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんか。

推進委員 (志水委員挙手)

議 長 志水委員どうぞ。

推進委員 推進委員14番志水です。事件番号2番ですが、前から経営者は私の友達ですが、こちら住所は自宅になっているんですが、会社として購入されたものでしょうか。個人で購入されたものでしょうか。

議 長 事務局お願いします。

事務局 こちらは■■■■さん個人で土地の購入をされる計画と聞いております。それをご自身が経営をされる会社へ無償で貸し付けて経営をされるとそういう内容であります。

推進委員 ありがとうございます。そういう人間です。 (志水委員)

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

続きまして、7ページ**議案**第50号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第50号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和5年9月28日としております。議案は8ページから9ページにかけまして、賃貸借再設定分が24件、9ページから10ページにかけまして賃貸借新規分8件、10ページに使用貸借再設定分4件と新規分3件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区のご確認をお願いいたします。
各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第50号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、公告予定を令和5年9月28日といたします。
続きまして15ページ、議案第51号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第51号農用地利用集積等促進計画の要請について。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。今回の計画要請は20件でございます。全てAtoBで公社が貸し付ける分です。16ページから57ページにかけてまして、耕作者情報、各筆明細、経営状況等を掲載してございます。
ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区のご確認をお願いいたします。
各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第51号農用地利用集積等促進計画の要請については長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請します。
それでは次の案件は農業委員関係分ですので、私はここで退席いたします。

～ 吉原会長退席 ～

事務局長 次の議事は吉原会長のご家族の関係ということで退席されました。
会長退室後の議事進行につきましては、本来職務代理者である武部委員ということでお願いするところではありますが、本日欠席ということで運営委員長の梶山委員にお願いしたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

委 員 はい。

事務局長 それでは梶山委員、よろしくをお願いいたします。

議 長 議長を交代させていただきます。60ページをお願いします。

議案第５２号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題とします。
本議案は委員関係分となります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第52号農用地利用集積等促進計画の要請について。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。利用権設定を受ける者、[REDACTED]氏の1件でございます。61ページと62ページにかけまして、各筆明細、経営状況等を掲載してございます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委員 (なし)

議 長 なければ、議案第５２号農用地利用集積等促進計画の要請については長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請します。

 ここで議長を交代したいと思います。

～ 吉原会長着席 ～

議 長 続きまして 66 ページ、議案第 53 号農用地利用集積計画一括方式の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第５３号農用地利用集積計画一括方式の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。議案の６７ページから１４９ページに４１件の各筆明細、経営状況を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いいたします。なお、この一括方式については、補足説明をさせていただきます。農用地利用集積計画一括方式については、農地中間管理機構が農地の出し手から農地を借り入れ、その農地を作り手に転貸する際、権利設定を一括して行うことができる仕組みとなっています。農業経営基盤促進法による利用権設定等促進事業の中で、中間管理事業の出し手と機構との利用権、及び機構と借り手との利用権を一括して設定できるものになっております。今回の一括方式の中身につきましては、全てＡｔｏＡで自身の農地を自作する分となっております。以上ご審議よろしく願います。

議 長 この件につきましては、大変案件が多くございますので、ご自分の担当される地区のご確認に十分時間を取らせていただきます。よろしくお願いいたします。

各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 5 3 号農用地利用集積計画一括方式の決定については計画どおり決定し、公告予定を令和 5 年 9 月 2 8 日といたします。

続きまして 1 5 3 ページ、議案第 5 4 号農用地利用集積計画一括方式の決定について議題といたします。本議案は委員関係分となっております。農業委員 1 番野中委員、ご退室をお願いいたします。

～ 野中委員退席 ～

議 長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 5 4 号農用地利用集積計画一括方式の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。議案の 1 5 4 ページから 1 5 7 ページに 2 件の各筆明細、経営状況を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いいたします。なお、この一括方式について説明は議案第 5 3 号で説明いたしましたとおりでございます。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 5 4 号農用地利用集積計画一括方式の決定については計画どおり決定し、公告予定を令和 5 年 9 月 2 8 日といたします。

～ 野中委員着席 ～

議 長 続きまして 1 6 1 ページ、議案第 5 5 号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 5 5 号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について説明いたします。長崎地方法務局平戸支局登記官より、時効取得を原因とする権利の移転登記が行われた旨の通知を受けましたので、時効による所有権の取得が問題ないか、このことについて審議していただくものです。

事件番号1です。登記義務者は、志佐町高野免■■■■番地、■■■■氏。登記権利者は、志佐町高野免■■■■番地、■■■■氏です。農地の表示は、志佐町高野免字角■■■■番、田320㎡です。法務局受付年月日及び受付番号は、令和5年8月22日受付の第3092号で、登記の原因は平成8年8月14日の時効取得です。今回時効取得に至った理由として、対象地が末永氏の自宅の隣にありまして、長年にわたり野菜などを作って耕作管理されていたとのことです。この様な理由により、平成8年8月14日を登記原因日とした所有権移転登記が完了したのですが、20年以上も所有の意思を持って平穩かつ公然に占有を継続してきたものですので、この時効取得は問題ないものと思われます。

事件番号2・3は関連しますのでまとめて説明いたします。2・3につきましては、■■■■氏と■■■■氏がそれぞれ登記権利者と登記義務者になっております。土地は、2については志佐町庄野免字深町■■■■、田1, 237㎡、3につきましては志佐町庄野免字深町■■■■、田1, 254㎡で隣り合った位置関係です。時効取得に至った経緯は、それぞれの土地の所有者が誤っていたということで、お互いの土地を交換し長年管理していたとのことです。この様な理由によりまして、平成14年7月16日を登記原因日とした所有権移転登記が完了したのですが、20年以上も所有の意思を持って平穩かつ公然に占有を継続してきたものですので、この時効取得は問題ないものと思われます。以上、3件につきましてご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第55号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案については記載のとおり決定いたします。

続きまして162ページ、議案第56号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第56号農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へ意見が求められておりますので、意見書を提出するものです。
事件番号1です。資料を172ページに付けております。変更の区分は、農用地区域からの除外です。所在地は、御厨町高野免字地藏川■■■■、原野1, 065㎡で、所有者、申請者ともに御厨町上登木免■■■■株式会社■■■■、代表取締役■■■■氏です。なお、申請地に関しましては7月総会で原野として非農地判断した土地です。除外の目的は、社員の福利厚生施設の施設及びイベント用駐車場として利用するというものです。除外の理由として、申請地周辺で農地転用許可を受けて福利厚生施設及びイベント施設を整備する計画がございしますが、この申請地を含めて範囲を拡大したいとのことで、農用地区域からの除外するものです。現地調査の結果、申請地

は団地のすみに位置しており、除外したとしても一連の団地を分断することではなく、農地の集団性は保たれます。また、近隣の営農に影響はないと思われますので、農用地区域からの除外もやむを得ないものと判断いたします。

事件番号2です。資料を173ページに付けております。変更の区分は、農用地区域からの除外です。所在地は、福島町浅谷免字長田[REDACTED]、田1, 176㎡で、所有者は福島町浅谷免[REDACTED]、[REDACTED]氏。転用者は同住所地の[REDACTED]氏です。なお、申請地は7月総会で山林として非農地判断した農地です。除外の目的は、地滑り災害対策工事を行うためです。除外の理由としまして、申請地周辺で大規模な地滑りが発生しており、この対策工事を行うためには保安林指定が必要とのことで、まずは農用地区域から除外するというものです。現地調査の結果、申請地は団地のすみに位置しており災害によって利用できない状態でありました。このため、除外しても一連の団地を分断することではなく、近隣の営農に影響はないと思われますので、農用地区域からの除外もやむを得ないものと考えております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、現地を確認された委員さんのご意見ををお願いします。農業委員9番梶山委員お願いいたします。

農業委員 農業委員9番梶山です。[REDACTED]の社員さんの福利厚生施設及びイベント用駐車場として利用されます。ここは海岸べたでもありますので、福利関係は全然影響ないと思います。何ら問題ないかと思います。皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見ををお願いいたします。推進委員2番大久保委員お願いいたします。

推進委員 推進委員2番大久保です。ここは非農地になっているということで、農用地からの除外というのは何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号2について現地を確認された委員さんのご意見ををお願いします。農業委員15番田中委員お願いいたします。

農業委員 農業委員15番田中です。9月20日現地確認をいたしました。既に地滑り地域で進入路も土砂に飲み込まれて入りにくいところになっておりますので、事務局の説明のとおり7月には農地ではなくなっているんですけど、ここを外しても何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、事件番号1番2番について一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第56号についてについては記載のとおり決定いたします。
続きまして162ページ、議案第56号農業振興地域整備計画の変更については農業の振興上、影響はないものと判断するという意見書を市長に提出いたします。

続きまして163ページ、議案第57号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

事務局 議案第57号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。前方スライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。申出人は長崎市鳴見台一丁目■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏です。土地の所在地は、今福町東免字宮崎■■■■■■■■■■、田396㎡です。申出人によりますと10年前以上から農地として耕作をしたことがないとのことでありました。現地確認は、本日欠席をされておりますが、武部委員と事務局で行いました。1番2番3番は、対象地の周辺を写したものでございまして、4番が内部の方を写したものです。スライドのとおり周辺につきましては、1番2番は大きな木が生えておりますし、3番につきましては大きくはないですが雑木等が繁茂している状況でございます。4番につきましては、所々草が生えている状況ではありますが、全体的に見ますと、そういった部分は少ない所でございます。スライドでご覧いただいているとおり、原野化しているという様子を確認しましたので、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがなく現況を「原野」として非農地とすることが妥当であると考えております。本日、武部委員さんが欠席されておりますが、現地調査の折には原野相当とのご意見をいただいておりますので、その旨をお伝えいたします。皆様のご審議をお願いします。

議 長 ただ今事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第57号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものいたします。

続きまして164ページ、議案第58号令和5年度農業臨時雇い標準賃金等の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第58号令和5年度農業臨時雇い標準賃金等の変更について説明いたします。議案164ページをご覧ください。説明に入る前に議案の訂正が1

か所ございます。表１の上の１、農業臨時雇い標準賃金の日額は、表１が適当である。とありますが、日額ではなく時間額が正でございます。日額を時間額に訂正をお願いいたします。

それでは説明いたします。令和５年度における農業臨時雇い標準賃金等につきましては、今年の３月定例会におきまして決定し既に公表しておりますが、今回長崎県最低賃金が１０月１３日から１時間当たり８５３円から８９８円に４５円引き上げられたことに伴いまして改定するものです。今回の変更は農業臨時雇い標準賃金の表１の１時間８６０円の単価を４０円引き上げまして９００円に引き上げるものです。これまでも１０円単位で引き上げておりますので、今回８９８円ということですので、９００円とするものでございます。なお、変更は１０月１３日から適用されることになっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第５８号令和５年度農業臨時雇い標準賃金等の変更については記載のとおり変更決定し公表することといたします。なお、この表の適用は令和５年１０月１３日からといたします。
以上を持ちまして本日の付議事項については全て審査決定いたしました。続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項に入ります。本日は報告とお願いということで何点かございます。

- ・「農業委員会の委員旅行について」
- ・「農業委員・推進委員の推薦応募状況について」
- ・「１０月２７日定例総会後の地区別研修会（松浦市開催）について」
- ・「農地の掘り起こし様式の記載（農地バンク、基盤法の選択）について」
- ・「活動記録簿の提出のお願いについて」
- ・「大分県九重町農業委員会からの視察研修について」
- ・「タブレットの操作方法のマニュアルの配布について」

議 長 以上をもちまして、９月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、１０月２７日金曜日（１３時３０分～ 場所 市民ホール）といたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

１５ 時 １１ 分